

「マンション管理組合事故対応費用保険」の提供開始

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 広瀬 伸一、以下「当社」)は、分譲マンションの戸室において孤独死等が発生したことによってマンション管理組合が被る損害を補償する「マンション管理組合事故対応費用保険」を開発し、提供を開始しました。

1. 背景

高齢化社会の進行とともに高齢者の単身世帯が増加しており、高齢者の社会的孤立や孤独死は大きな社会課題の一つとなっています。

分譲マンションにおいても、近年マンションの高経年化とともに居住者の高齢化が進み、孤独死が発生するリスクが高まっています。分譲マンションでは、孤独死等が発生した際の専有部内の特殊清掃等は相続人が行うため、相続人がすぐに見つからない場合や相続放棄が行われた場合は問題の解決までに長期間を要し、近隣住民の住環境に影響が及ぶことがあります。このとき管理組合は、相続人の有無または所在が不明な場合の搜索費用や、相続放棄が行われた場合の相続財産管理人選任申立費用、相続人による対応が行われない場合の消臭消毒費用等、多額の費用の支出を余儀なくされることがあります。

こうした課題の解決策の一つとして、当社は、管理組合による孤独死等への対応を支援することを目指し、本商品を開発しました。

2. マンション管理組合事故対応費用保険の概要

本保険では、分譲マンションの戸室内で孤独死等が発生した際に管理組合が支出する、次の費用を補償します。

- ① 相続人の搜索費用
- ② 相続放棄等の場合に、相続財産管理人選任申立にかかる費用
- ③ 孤独死等が発生した戸室の消臭消毒費用の内、管理組合が自己負担を余儀なくされる部分
マンション管理会社等を保険契約者とし、保険契約者が管理を担う管理組合向けに補償を提供します。

3. 今後について

当社は、本保険商品の提供を通じて、高齢化社会における社会課題解決により一層取り組んでまいります。

以上